

# 日本の信託と代表的商品の歴史

(2000年以降、現在まで)

信託の利用は一段と拡大し残高は1,400兆円突破



公益財団法人

トラスト未来フォーラム

時丸和好

▶ 昨年9月末の**信託財産受託額**は**1,434兆円**  
(20年前比3.8倍)

▶ 「**資産運用型信託**」は**124兆円** (同**2割減**)

▶ 「**資産管理型信託**」は**1,131兆円** (同**5.8倍**)

この内、**投資信託**は**256兆円** (同**4倍**)、

**再信託**は、**534兆円** (同**7倍**)

▶ 「**資産流動化型信託**」は**100兆円** (同**7倍**)

この内、**不動産の信託**は**51兆円** (同**12倍**)

(信託協会「信託の受託概況推移表」より)

- ▶ **2000年代初頭**、ITバブル崩壊、米国同時多発テロの影響等により景気は悪化
- ▶ **金融再生プログラム**の下、**不良債権処理**が進められ、「**いざなぎ景気**」を迎えた。成長率2%前後、賃金は殆ど上昇せず、個人消費も伸び悩み、「**実感なき景気回復**」とも
- ▶ 2008年のリーマンショック、世界景気後退の影響を受けて景気は再び低迷した

▶ 1990年代の**金融危機等を経験し**、2000年代には、**信託の倒産隔離・保全機能への注目が集まった**

▶ 委託者の財産から分離され**信託された財産**については、**委託者・受託者が破綻した場合も、いずれの債権者とも、差押え不可**

▶ **信託の倒産隔離・保全機能を利用し**、**証券会社等が顧客から預かった資産を保全する「顧客分別金信託」**の利用が広がった

# 顧客分別金信託

▶ 証券会社等は、**廃業等した場合に顧客に返還しなければならない額に相当する金銭を信託**することが義務付けられている（顧客分別金信託利用）

▶ 証券会社等が**委託者兼収益受益者**、顧客が**元本受益者**となり、**信託銀行が受託者**として信託財産を管理・運用する

▶ 証券会社等の顧客を代理して**権限を行使する受益者代理人**が選任される

▶ 元本受益権の行使は、**受益者代理人が必要と判断した場合に、全顧客につき一括行使される**

# 信託業法の改正（2004年）

- ▶ 受託可能財産の制限が撤廃され、特許権や著作権等の知的財産権も受託可能に
- ▶ 金融機関に限定されていた信託業の担い手が拡大され 事業会社等の信託業への参入が可能に
- ▶ 信託契約代理店制度や信託受益権販売業者制度が設けられ、利用者の窓口も広がった
- ▶ 受託者の忠実義務等に係る規程も整備

# 信託法の改正(2006年)

- ▶ ① 受託者の義務(忠実義務等)の明確化・合理化・任意規定化
  - ② 受益者の権利行使の実効性等を高める措置
  - ③ 多様な利用形態へ対応する為の制度整備  
(自己信託、事業の信託、受益証券発行信託、限定責任信託、目的信託等)
- ▶ 遺言信託・遺言代用信託、後継ぎ遺贈型受益者連続信託、受益者の指定・変更権のある信託の規程整備等により、民事信託の利用が広がった

- ▶ 2012年発足の第2次安倍内閣は、「**3本の矢**」(大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略)を掲げ、デフレ脱却に取り組む
- ▶ **2010年代**の経済成長率は1.1%  
就労者数は63百万人から67百万人超に  
完全失業率は5%程度から2.5%程度まで低下
- ▶ 2019年の政府債務の残高は1318兆円  
(GDP比235%)

- ▶ 総人口は2008年をピークに減少に転じ、**高齢者比率は29.1%（2021年）**まで増加  
6百人超の認知症有病者は今後更に増加見込
- ▶ 判断能力低下リスクへの備えや、**相続対策**等への有効性が評価され、**民事信託**の取扱件数の増加が続いている
- ▶ 後見制度支援信託、**教育資金贈与信託**、**結婚・子育て支援信託**等の**特約付金銭信託**の多様化も進んでいる

# 民事信託

- ▶ **典型例は、委託者の親族等を受託者として、委託者の所有不動産・有価証券・金銭等を信託し、委託者が受益者として収益を収受**
- ▶ **信託報酬は自由に設定（無料が原則）**
- ▶ **委託者死亡時に信託が終了し、予め指定された者に信託財産が交付される**
- ▶ **委託者の判断能力低下・喪失時の財産の保護、円滑な資産承継を図ることができる**

# 民事信託の留意点等

- ▶ 委託者の親族等、信託業務に従事していなかった者が受託者となるので、受託者が信託事務を適切に処理できるかどうか等が課題
- ▶ 委託者と受託者、受託者と受託者以外の親族等との間の利益相反が問題となる可能性あり
- ▶ 委託者の意図を忠実に反映した契約を作成しておく必要あり。必要に応じ、受託者の権限濫用リスク回避の為の手当等も検討

- ▶ **過去20年間、投資信託や資産流動化型の信託等、様々な分野で信託財産額は大幅に増加し、現在も増加が続いている**
- ▶ **信託の成長を牽引してきたのは、信託会社・信託銀行等が受託者となる商事信託だった**
- ▶ **信託業法・信託法改正後、一般個人が受託者となる民事信託の利用が広がりにつつある**
- ▶ **信託は、一般個人にとって、より一層身近なものとなってきた**

- ▶ **新型コロナにより甚大な影響を受けた**
- ▶ **少子高齢化、人口減少、認知症患者増加、政府債務の増加、インフラの老朽化、自然災害の増加等、様々な課題が顕在化し、「課題先進国」とも呼ばれている**
- ▶ **信託は、日本への導入後、1世紀超に渡り様々な社会・経済的課題、個人的課題に対応してきた**
- ▶ **「課題克服先進国」としての新たな展開等に向け、信託の新たな活用が求められている**